

令和6年度鳥取県山地災害危険地区見直し業務仕様書

第1 適用範囲

本仕様書は、令和6年度鳥取県山地災害危険地区見直し業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2 業務の目的

本業務は、鳥取県（以下「甲」という。）が平成29年度に行った山地災害危険地区について、山地災害危険地区調査要領（令和6年3月、林野庁）に基づき、見直し及び再調査を行い、県内における山地災害危険地区の現状を把握及び整理するための基礎データを作成することを目的とする。

第3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和7年3月14日までとする。

第4 業務の内容

1 業務の概要

本業務は、現在稼働中の「鳥取県山地災害危険地区情報システム」のソフトウェア、ハードウェア及びデータ等を利用し、地図データ等の基礎情報を更新するものである。

2 業務資料作成

本業務実施にあたり、受注者（以下「乙」という。）は、契約締結後速やかに技術者選任届、業務実施計画書及びその他甲が指示する書類を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課に提出しなければならない。

なお、業務実施計画書は、以下の項目について記載するものとする。

- (1) 業務目的及び概要
- (2) 各業務の内容
- (3) 実施方針
- (4) 業務行程（WBS（作業項目、作業期間、日数及び人数を記載したもの））
- (5) 業務組織計画
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果物の品質を確保するための計画
- (8) 成果物の内容、部数
- (9) 甲と乙の連絡体制（緊急時を含む）
- (10) その他必要な事項

3 貸与資料

甲は、本業務に必要な下記の資料を乙に貸与する。

- (1) 山地災害危険地区調査要領（令和6年3月、林野庁）
- (2) 鳥取県山地災害危険地区情報システムのGISデータ一式
 - ア 山腹崩壊危険地区ポリゴン
 - イ 崩壊土砂流出危険地区ポリゴン
 - ウ 地すべり危険地区ポリゴン

エ 平成28年度危険度メッシュ

- (3) 鳥取県森林簿のGISデータ 一式
- (4) 鳥取県航空レーザ解析業務の成果 一式
- (5) 災害履歴情報（山腹崩壊） 一式

4 データ更新業務

本業務は、鳥取県山地災害危険地区情報システムに搭載されている森林情報、住宅地図及び危険度メッシュを更新対象とする。データ更新後には、鳥取県山地災害危険地区情報システムにて正常に動作することについての確認を甲に協議すること。

なお、乙は、本業務において鳥取県山地災害危険地区情報システムの運用に著しく支障をきたす事象を検出した場合は、甲に協議すること。

(1) 作業計画

業務の目的を把握した上で業務内容を確認し、業務計画書及び工程表を作成すること。

(2) 資料収集整理

3で示した貸与資料及びその他業務遂行に必要となる資料を収集整理すること。

(3) 調査基図の整備

ア 住宅地図ライセンスの更新

山地災害システムに搭載している住宅地図である GEOSPACE 電子地図（NTTインフラネット株式会社）の1ライセンスを更新すること。

イ 地図データの更新

住宅地図の建物ポリゴンについて、住所が確認される建物は青で着色し、公共施設については赤で着色し、鳥取県内5つの管内毎に管理できるように更新を行うこと。

(4) 森林簿の整備

貸与資料の鳥取県森林簿のGISデータを用いて、県内19市町村毎に森林簿データを作成すること。

市町村毎においては林班、小班、林相に整備し、林相ポリゴンの属性情報に森林簿データを更新すること。

(5) 危険度メッシュの作成

山地災害危険地区調査要領の山腹崩壊危険地区調査実施要領における2の(1)に準じ、貸与資料を用いた調査を行い、山腹崩壊危険度点数を求めること。

微地形等調査における水害線データについては、乙が国土地理院のホームページよりダウンロードすること。

収量比数は、原則、鳥取県航空レーザ解析業務の成果を用いて調査を行うこととするが、解析データを確認できない地区においては森林簿データを用いること。

危険度メッシュは鳥取県全域を網羅する50m×50mのメッシュとし、鳥取県内5つの管内毎に作成すること。なお、属性情報には各調査における点数及び山腹崩壊危険度点数を搭載すること。

(6) 報告書作成

本業務における業務内容の整理を行い、業務報告書として取りまとめるものとする。

(7) 打合せ協議

本業務の円滑かつ適正な遂行のために、打合せ協議を行う。

打合せ協議は、着手時、中間時及び完了時の計3回を標準とし、協議は必要に応じて適宜実施するものとする。

5 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次に示す各種法令等に基づいて行うこと。

- 1 測量法（昭和24年法律第188号）、同法施行令（昭和24年政令第322号）及び同法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- 2 国土交通省公共測量作業規程及び同運用基準
- 3 国土基本図図式及び同運用基準
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 5 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）
- 6 森林簿及び森林計画図の取扱要領
- 7 山地災害危険地区調査要領（令和6年3月、林野庁）

第5 守秘事項等

- 1 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
- 2 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を外部へ漏らしてはならない。

第6 成果物の部分使用

甲は乙に中間報告を求めることができる。また甲は、乙に対して部分使用を請求することができるものとする。この場合、部分使用の請求及びこれに対する乙の承諾は、業務打合簿をもって行うものとする。

第7 消耗品等必要な物品類

本業務に用いる消耗品等必要な物品類は、乙が負担するものとする。

第8 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

第9 成果物

本業務に係る成果物は、次のとおりとし、納品先は鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課とする。

- 1 業務報告書(A4版製本) 1部、電子データ(DVD-R等にて納品) 1部
- 2 本業務において更新した山地災害システムデータ 一式(DVD-R等にて納品)
- 3 電子地図データのライセンスの証明書
- 4 部分使用を請求する場合、業務打合簿を作成する。

第10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

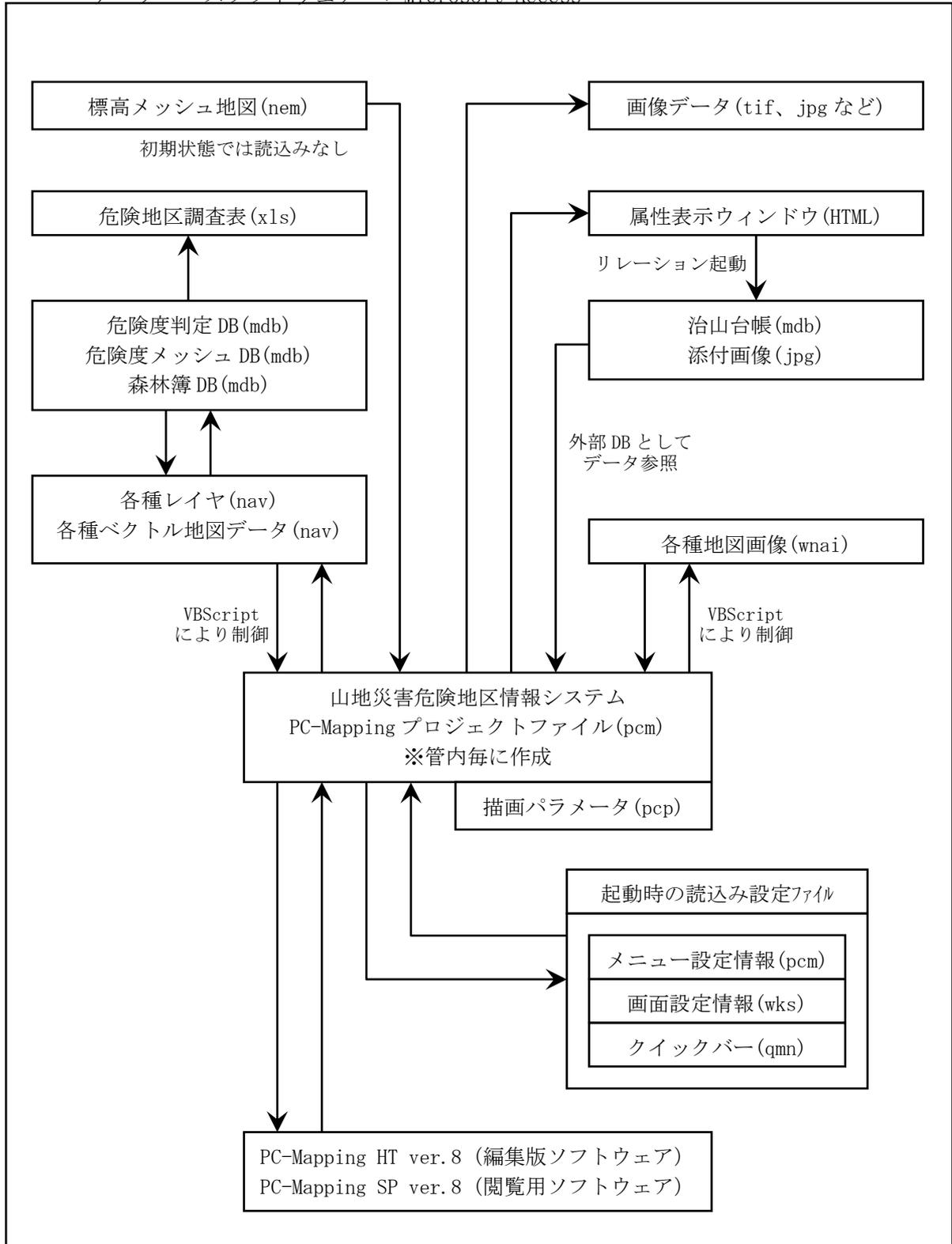
(別紙1)

鳥取県山地災害危険地区情報システム概要

(2) ソフトウェア

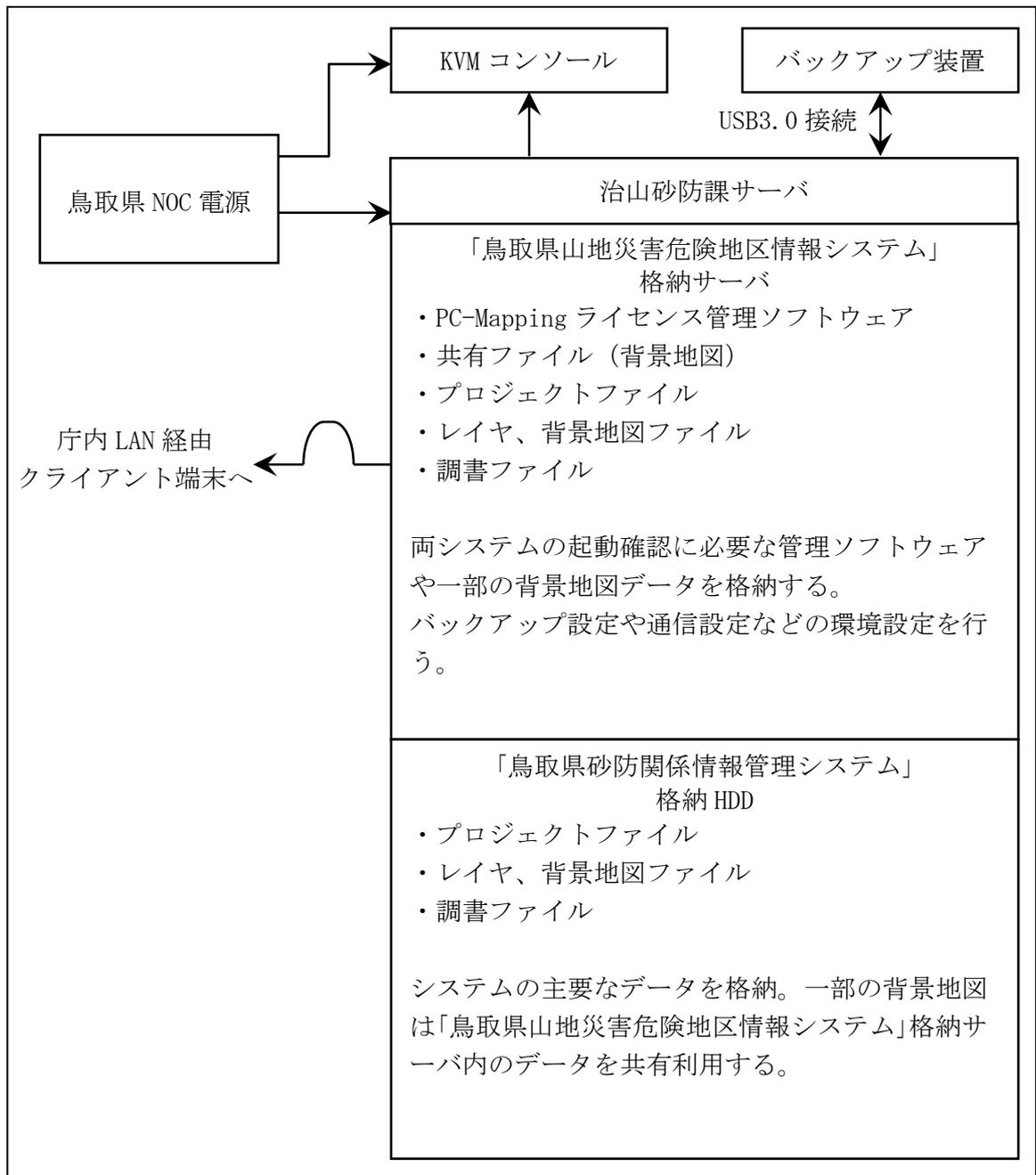
GIS ソフトウェア : PC-Mapping Ver8 HT,SP

データベースソフトウェア : Microsoft Access



(2) ハードウェア

- ア サーバ機器 Dell PowerEdge R340
- イ OS Microsoft Windows Server 2016 Standard
- ウ CPU インテル R XeonR E-2124
- エ 内蔵ディスク 2TB×3
- オ ディスクアレイ RAID5
- カ バックアップ装置 ZHD4-UTXR
- キ KVM コンソール RKCINS1708K



ハードウェア構成図

(3) 設置場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 NOC 内